

規程 等 : 第2部 第1章

大会後援規程

(趣旨)

第1条 この規定は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会がグラウンド・ゴルフの普及と振興を図るため、登録団体が主催する大会を後援し、後援名義を使用する許可の基準を定めるものである

(後援基準)

第2条 大会主催者の申請に基づき、本事業の趣旨並びに、許可基準を満たした大会について後援名義を使用することを認める

(主催者についての許可基準)

第3条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の登録団体が主催し、同協会の登録団体が多数参加する大会であること

- 2 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会4地区(東部、西部、南部、北部)の複数の登録団体が共同主催する大会であること(あらかじめ共同主催する登録団体をすべて明示すること)

(事業内容についての許可基準)

第4条 事業内容は、グラウンド・ゴルフに関する普及振興に寄与する大会であること

- 2 営利を目的とし、特定企業を宣伝する事業ではないこと

(参加者に関する許可基準)

第5条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会会員であること

(参加募集方法について)

第6条 大会参加者募集は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会ホームページで行うこと

- 2 募集の内容は、大会募集要項とする
- 3 大会の組合せは、大会日の7日前にホームページに掲載すること

(その他の審査基準)

第7条 大会主催者の所在地、主催者、役員が明確であること

- 2 開催にあたって、事故防止および公衆衛生対策等に十分な設備と処置が講じられていること

(大会結果の報告)

第7条 大会主催者は、大会終了後、速やかに大会内容の報告を行う

- 2 大会の報告内容は、別途定める報告書にて行う
- 3 被報告者は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会事務局長とする

(申請書類)

第8条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会が指定する申請書を募集期間に提出する

(許可審査)

第9条 第3条から第5条の許可基準を満たしていること

2 第8条の申請書類に基づいて、運営会議で審査し、理事会の承認を得ること  
(その他)

第10条 事業にかかる運営ならびに<sup>大会-1</sup>生じた費用及び事故・トラブルは全て申請者(団体)が責任をもって、<sup>大会-1</sup>当事者間、あるいは第三者からの損害賠償請求があった場合も同様とし、本協会は何らの責任も負わない

附 則

- (1)この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する
- (2)この規程は平成 29 年 4 月 1 日より第 3 条 1 項の改正、第 6 条、第 7 条ならびに第 11 条 1 項を新設し施行する
- (3)この規程は平成31年4月1日より第10条(助成金の支給基準)を削除し、名義後援とし、必要な各条の修正を行い施行する